

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

解体工事に「ノウハウ集」

〓解体工事指導役、が現場をチェック

戸田建設東京支店

特集Ⅱ

年末年始 局長パトロールで総点検

東京労働局—〓魅せる、現場を巡視

茨城労働局—災害復旧工事での労災防止求める

ニュース

建設業界が心の健康対策に本腰

建災防「検討委員会」立ち上げ

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2250

2016

1/15

■ 災害のあらまし ■

X保険代理店は、さまざまな会社が入っている8階建てのオフィスビルの6階に入居している。その従業員Aさんは、仕事を終え、タイムカードに終業時刻を押した後、会社の入出ドアを開けて廊下を抜け、オフィスビルの出口に向かうため、エレベーターの昇降口で待っていた。しかし、なかなかエレベーターが上がって来ないので階段を使用して1階フロアまで降りることにした。その途中、足を踏み外してしまい、転倒して階段を転げ落ち、その際に左肩を床面で打撲して負傷、左足首を捻って骨折してしまった。

■ 判断 ■

Aさんの災害は、仕事終了直後にオフィスビルの共用部分（階段、エレベーターなど）で起きた事故であり、その共用部分については事業主の施設管理下の施設内と認められる。よって、業務と接続しているとして業務上災害と判断した。

■ 解説 ■

階段で足を踏み外した行為は、仕事が終わった後であり、一見、事業主の支配下における災害ではないように感じられるかもしれない。

しかし、退勤時にタイムカードを打刻した後、事業場施設内の階段において転倒事故を起こしたケースは、事業主の支配管理下において発生した事故であるので、業務災害と判断している（昭和49・4・9基収第314号）。

その理由としては、仕事が終わった後（この場合はタイムカードに終業時刻を打刻した後）の退勤行為は、業務上の行為ではな

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人S Rアップ
土佐労務管理事務所

21 高知会

所長 岩山 克

第211回

いものの、通常業務に付随する最小限度の行為であり、事業主の支配下における危険が具現化した災害であると考えられるからである。

だとすれば、X保険代理店が入居しているオフィスの玄関、廊下、階段、エレベーターなどの共用部分が事業主の施設管理下の施設内であるのかということが問題になるが、このオフィスの場合は、そういった共用部分が不特定多数の者の通行を予定しているものではなく、また、その維持管理費用が当該共用ビル入所事業場の均等負担であり、X保険代理店も維持管理費として支払っている事実があり、その使用に当たっての了解事項などから判断すると、当該オフィスビル所有者と入居事業場の各事業主などが、当該共用部分を共同管理しているものと解されている。したがって、事故のあった階段は事業主の施設管理下にあるものと認めるのが妥当であると判断した。

それでは、自社ビルではなくさまざまな会社が入っているオフィスの場合は、事業主の施設管理下の施設内、施設外の区分について、どのような考え方をすればよいだろうか。今回のようなオフィスの場合には、ビル共通の玄関口がその境界線であり、玄関口の内側で起こった事故までが業務災害であり、玄関口を出た後の事故ならば通勤災害となる可能性がある。例えば、玄関口の自動ドアに指を挟まれたり、自動ドアにぶつかったりしてケガをした場合は、業務災害となり、玄関口を出て（共用管理されていない）階段を下りて歩道に出る最中に転倒したような場合は、通勤災害となると思われる。

とはいえ、工場などに勤めている場合は、工場などの施設がある敷地内から外に



出る門が境界線となるなどは理解しやすいが、ショッピングモールなどの複合商業施設に別法人のテナントが入っているケースで、そのテナントの従業員が勤務を終えて、ショッピングモール内を通行中に転んで負傷した場合などは、業務災害なのか、通勤災害なのかといわれると、なかなか判断が付きにくい場合があると思われる。

テナントを出た時点で使用者の安全配慮義務などの責任は及ばず、ましてや不特定多数の買い物客が往来する通路にいたっては、労災ではなく、通勤災害であると考えるのが普通だが、その通路が掃除したてで濡れていたので転倒した場合などでは、テナント契約書の提出を求められ、ショッピングモール内の敷地は、テナント料を払っている以上一緒に管理しているものであるとして、同様に責任を負うために業務災害と判断されたケースもあるようだ。

このように業務災害と通勤災害との境界線はオフィスビル、複合商業施設などにある事業場の形態によっては変わるので、事業主側としては、入居先との管理契約内容をしっかりと把握し、安全配慮義務などの責任がどこまで及ぶかを把握していることが肝要である。